

住宅宿泊事業（民泊）をはじめられる方へ

－ 水質汚濁防止法に係る届出について －

住宅宿泊事業法が平成 30 年 6 月 15 日に施行されることに伴い、**住宅宿泊事業（民泊）は旅館業法に基づく旅館業の対象**に含まれることとなります。

これにより、住宅宿泊事業法施行後は**住宅宿泊事業（民泊）**に使用される**浴室、台所等**が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の**特定施設**（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 3 「旅館業の用に供する厨房施設、洗濯施設、入浴施設」）に**該当**することになります。

また、**住宅宿泊事業（民泊）からの排水を当該住宅宿泊事業を行うもの以外のものが処理**する場合、その**処理施設**（マンション等集合住宅における浄化槽など）が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項の**特定施設**（水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 74 号 特定事業場から排出される水の処理施設）に**該当**する場合があります。

水質汚濁防止法で定められる**特定施設の設置者**は、当該特定施設から発生する**汚水を河川、海域などの公共用水域に排出**する場合、住宅宿泊事業法に基づく届出とは別に**水質汚濁防止法に基づく届出が必要**となる場合があります。

届出の種類は、届出時期によって異なります。

水質汚濁防止法に係る届出の種類

住宅宿泊事業法に基づく届出の提出時期	水質汚濁防止法に基づく届出の種類
平成 30 年 6 月 14 日以前	特定施設使用届出 (水質汚濁防止法第 6 条)
平成 30 年 6 月 15 日以降	特定施設設置届出 (水質汚濁防止法第 5 条)

届出様式及び記載事例については以下を参照してください。

http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/shinsei_todokede.html#e

水質汚濁防止法第9条第1項では、第5条による特定施設設置届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置してはならないとされていますので、早めに所管の県保健所（那覇市の場合は那覇市環境保全課になります。）にご相談ください。

（「設置」には新たに建設する場合のほか、既存の一般施設を用途変更して特定施設とする場合も含まれると解されます。）

届出が必要かどうかについても、排水の排出先によりますので、所管の県保健所（那覇市の場合は那覇市環境保全課になります。）にご相談ください。

県保健所

北部保健所 生活環境班 ☎0980-52-2636	名護市、本部町、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、国頭村、今帰仁村、東村
中部保健所 環境保全班 ☎098-938-9787	うるま市、沖縄市、宜野湾市、嘉手納町、金武町、北谷町、恩納村、北中城村、宜野座村、中城村、読谷村
南部保健所 環境保全班 ☎098-889-6799	糸満市、浦添市、豊見城市、南城市、久米島町、西原町、南風原町、八重瀬町、与那原町、粟国村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、南大東村
宮古保健所 生活環境班 ☎0980-72-3501	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班 ☎0980-82-3243	石垣市、竹富町、与那国町